

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年11月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500222号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500107号

第1 結論

請求期間のうち、昭和30年1月20日から昭和32年8月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和33年4月1日から昭和34年4月27日までの期間について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和33年4月1日から昭和34年4月27日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年1月20日から昭和32年8月1日まで
② 昭和33年4月1日から昭和34年4月27日まで
③ 昭和33年4月1日から昭和34年4月27日まで

私は、請求期間①は、D地区にあったA社に、正社員として勤務していた。

請求期間②は、当該期間のうち、はっきりとした期間は覚えていないが、一部の期間については、E地区にあったB事業所に、正社員として勤務していた。

請求期間③は、当該期間のうち、はっきりとした期間は覚えていないが、一部の期間については、F地区にあったC社に、正社員として勤務していた。

しかし、請求期間①から③までが厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社に正社員として勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者が挙げるA社の当時の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できず照会できない上、同被保険者名簿から、請求期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者が、

当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な回答を得ることができなかった。

また、G社（請求期間①当時は、A社）の取締役は、当時の資料は無いと回答しており、請求者に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することができない上、請求者も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番は無い。

請求期間②について、B事業所の当時の事業主の妻及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、当該期間のうち一部期間において、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和20年8月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、昭和34年7月1日に再度適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年7月1日に被保険者資格を取得した同僚は、同社が適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

さらに、当時の事業主の妻は、当時の資料は無いと回答しており、請求者に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することができない上、請求者も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

請求期間③について、請求者は、当該期間のうち一部の期間については、C社に正社員として勤務していたと主張している。

しかしながら、事業主は、「請求期間③当時の入社名簿を確認したが、請求者の氏名は確認できなかった。」と回答している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、請求期間③において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者が、当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な回答を得ることができなかった。

さらに、事業主は、請求期間③当時の資料は、上記の入社名簿以外には無いと回答しており、請求者に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することができない上、請求者も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、上記の事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。